

社会福祉法人長野県社会福祉協議会専門職給与規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会専門職就業規則（以下「就業規則」という。）第45条の規定に基づき、専門職（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、給料の特別調整額、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当、期末手当をいう。

(給与の減額)

第3条 職員の就業規則第22条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規則に特別の定めのある場合又は会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することがある。

第2章 給 与 等

(給料の支給)

第4条 職員には正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

(給料月額)

第5条 職員の給料月額は、会長が別に定める。

(給与の支給方法)

第6条 給与の支給方法については、社会福祉法人長野県社会福祉協議会一般職給与規程（以下「一般職給与規程」という。）の例によるものとする。

(給料の特別調整額)

第7条 指揮監督等の地位にある職員に、その職の特殊性に基づき、給料の特別調整額を支給する。
2 指揮監督等の地位にある職員の職の指定及び給料の特別調整額の支給額は、会長が別に定める。

第3章 手 当

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与規程の例によるものとする。

(超過勤務手当)

第9条 超過勤務手当は、一般職給与規程の例によるものとする。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、一般職給与規程の例によるものとする。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日、土曜日に当たるときは、それぞれの日の直前の日曜日又は土曜日でない日。）に支給する。

2 期末手当の額及び支給方法については、会長が別に定める。

第4章 休職者の給与

第12条 職員が就業規則第15条に基づき休職の処分を受けた時の給与については、一般職給与規程の例によるものとする。

第5章 雑 則

(実施規定)

第13条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 4 従前の社会福祉法人長野県社会福祉協議会専門職給与規程(平成29年4月1日施行)は、令和3年3月31日限りで廃止する。
- 5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。